

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

【立地】

吉川市は東京都心から 20～30 km の埼玉県南東部に位置し、面積 31.66 km²、東西 4.2 km、南北 8.0 km、海拔約 4m とほぼ平坦な地形である。東は江戸川を挟んで千葉県野田市・流山市、西は中川を挟んで越谷市・草加市、南は三郷市、そして北は松伏町とそれぞれ接している。



昭和 48 年に JR 武蔵野線が開通以降人口の増加が進み、平成 8 年 4 月に市制施行、平成 24 年に JR 武蔵野操車場跡地に市内 2 番目となる吉川美南（よしかわみなみ）駅が開業。その後、駅西口には大型商業施設やマンションが立ち並び、さらには、駅東口においても壮大な土地区画整理事業が進捗しており、駅周辺での新たなまちづくりにより、市発展の新拠点形成されようとしている。

【人口】

吉川市の人口・世帯数は JR 武蔵野線の開通や UR 吉川団地の整備等により昭和 45 年から昭和 50 年にかけて大幅に増加し、その後も計画的な土地区画整理事業などにより増加傾向は続き、平成 27 年には 7 万人を超えた。平成 27 年の国勢調査によると、総人口は 5 年前の前回調査から 6.8% 程度増加し、県内全市町村中 2 番目の増加率であった。平均年齢は 42.7 歳、そのうち 65 歳以上は 21.7% で県平均の 24.8% よりも低く、平均年齢も県内で 6 番目に低く、少子高齢化の影響が比較的小さい地域といえる。

〈令和 4 年 11 月 30 日現在〉人口：73,069 人／世帯数：31,640 世帯

②想定される災害リスク

【地震】

(当市で過去に発生した主な地震災害)

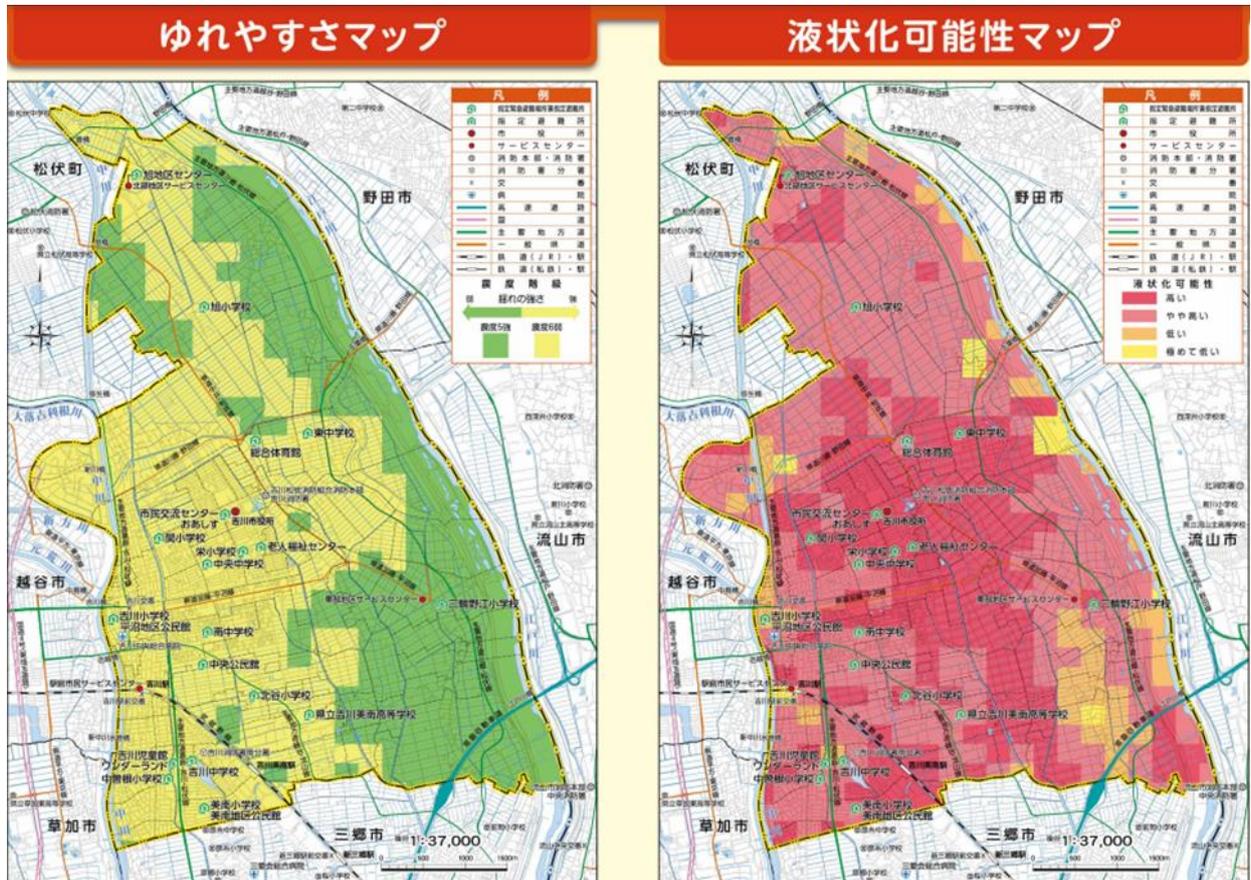
本市に大きな被害及び影響をもたらした地震は、1923年に発生した関東大震災と2011年に発生した東日本大震災で、関東大震災では死傷者2名、全壊111棟、半壊164棟の被害が発生し、東日本大震災では半壊1棟、一部損壊222棟の住家の被害やブロック塀の倒壊などの被害が発生し、一部の地域で液状化現象が見受けられた。

(当市で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

埼玉県において、5つの地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震）を想定して人的・物的被害の推計を行ったところ、東京湾北部地震と茨城県南部地震（いずれも最大震度6弱）が本市に大きな被害をもたらすと考えられる。そのうち、被害想定数が多かったのが茨城県南部地震で、人的被害については、冬の朝5時（風速8m/s）における死者数が2人、負傷者数も同様の条件の時に50人と最も多い。避難者数が最も多くなるのは1週間後

で3,204人（冬の18時）、帰宅困難者数は7,311人（平日12時）と予想されている。ライフライン被害では、都市ガス供給停止が13,870件（直後）、上水道の断水が9,800世帯27,625人（1日後）となっている。

大規模な地震が起きた場合のゆれやすさ、液状化の可能性は次の図の通りが想定されている。



(出典：吉川市減災マップ)

【風水害】

(当市で過去に発生した主な風水害)

本市に甚大な被害をもたらした風水害は、昭和22年9月のカスリーン台風による水害で、県南東部では台風による降雨量は多くなかったが、利根川上流域では豪雨となり多くの河川で増水し、利根川においては北埼玉郡東村（現・加須市）新川通地先で右岸堤防が幅約340mにわたり決壊し、決壊後、約2日目に本市のほぼ全域が浸水し、死傷者3名、倒壊家屋5棟、浸水2,269棟の被害が発生した。

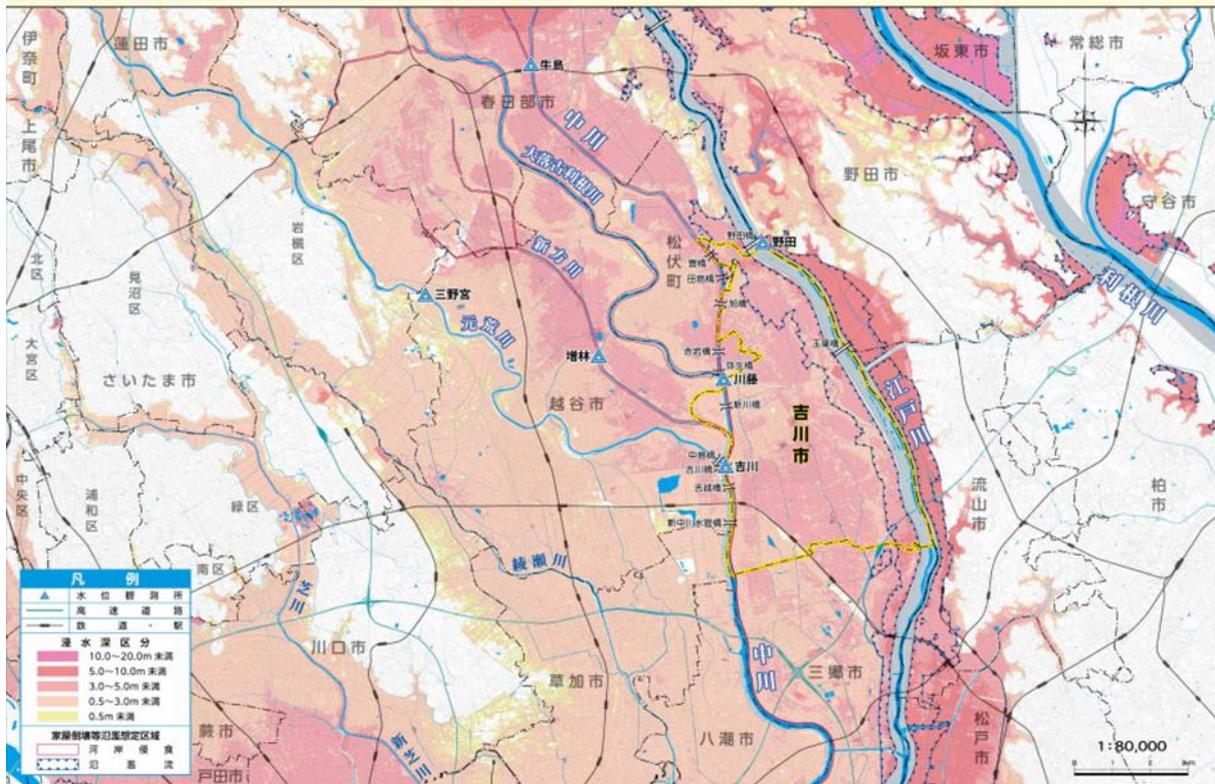
(当市で今後発生が予測される風水害の被害想定)

本市では、国管理河川の利根川、江戸川、中川、荒川、県管理河川の中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川において浸水想定区域に指定されている。中でも、利根川が氾濫した場合には、市のほぼ全域が0.5m以上、3~5mの浸水が多くを占め、一部で5~10m浸水すると想定され、浸水継続時間は、ほぼ全域で1週間以上、多くは2週間の浸水が想定され、大きな被害が生じることが想定される。

豪雨によって河川が氾濫した場合の浸水区域は、次の図の通りが想定されている。

吉川市広域浸水想定区域図

吉川市の洪水



(出典：吉川市減災マップ)

【竜巻】

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。直径は数十から数百メートルで数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴があり、発現時間が短く、空間的に小規模であることから、発生の有無、発生場所や時間を高い精度で予測することは現在のところ困難であるが、平成25年9月に越谷市、松伏町などで被害を受けた竜巻が市内でも発生する可能性がある。

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が発生し、当市でも令和4年9月26日時点で延べ12,590名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

① 事業者数及び小規模事業者数

当会地区内における事業者数は2,029者となっており、うち小規模事業者数は1,387者で、全体の68.4%を占めている。

業 種	事業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設業	227	215	市内に広く分散している
製造業	420	341	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	73	39	市内に広く分散している
卸売業、小売業	430	244	市街地、駅・幹線道路沿いに多い
不動産業、物品賃貸業	109	89	市街地、駅周辺に多い
宿泊業、飲食サービス業	184	108	市街地、駅・幹線道路沿いに多い
生活関連サービス業、娯楽業	181	147	市内に広く分散している
教育、学習支援業	54	32	市街地に多い
医療、福祉	158	45	市内に広く分散している
他サービス	107	69	市内に広く分散している
その他	86	58	市内に広く分散している
合 計	2,029	1,387	

（出典：平成 28 年「経済センサス」活動調査）

②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和 4 年 12 月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当市の事業者数は 4 者である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

（3）これまでの取組み

①吉川市の取組み

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき吉川市地域防災計画を策定。計画は吉川市の地域に係る災害に関し、吉川市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全 5 編（総則、震災対策計画編、風水害対策計画編、その他自然災害対策計画編、事故対策計画編）及び資料集、様式集で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・吉川市地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・非常用物資の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・吉川市メール配信サービス
- ・防災行政無線電話応答サービス
- ・SNS（ツイッター）、アプリ（吉川減災ナビ）等による防災情報の発信
- ・吉川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・吉川市洪水ハザードマップの作成
- ・吉川市減災マップの作成

②当会の取組み

【周知対応】

- ・県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成
- ・当会事業継続計画の作成

【保険対応】

- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋

【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（1）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（2）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（3）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と吉川市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

（4）感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

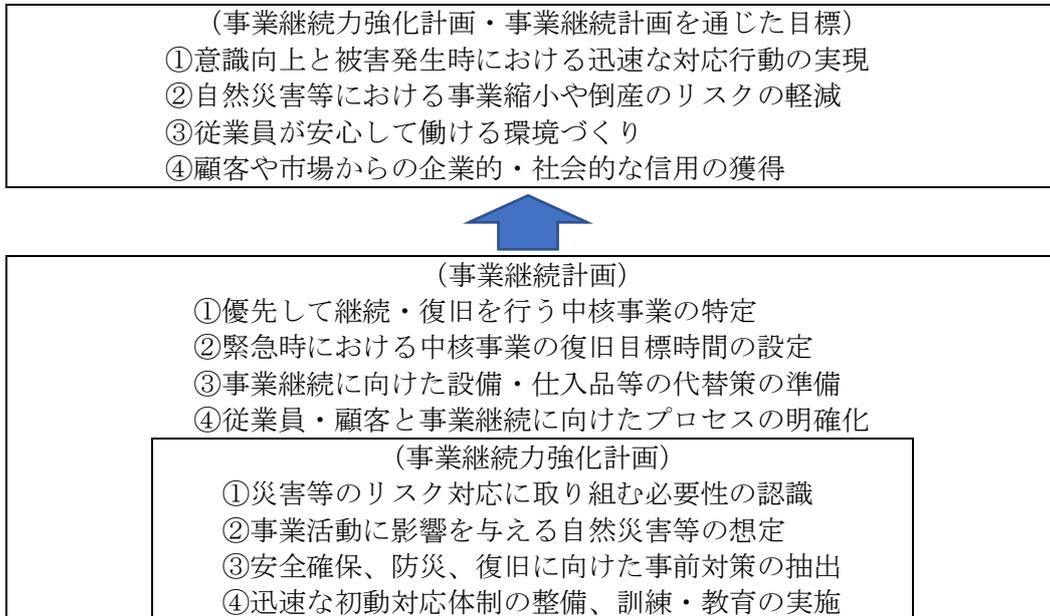
III. 目標

目標は次の4項目とする。

吉川市地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、吉川市と吉川市商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ① 地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP 策定の必要性を周知する。
- ② 地区内事業者に対し、「事業継続計画 (BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③ BCP の策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画の PDCA サイクルを回す。



(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ① 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と吉川市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ② 災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ① 感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標

- ① 各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画 (BCP)・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ② 当会策定の「事業継続計画 (BCP)」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③ 当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に吉川市ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・市広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

（2）商工会自身の事業継続計画の作成

当会では、令和3年2月に策定（令和4年4月更新）済み。

（3）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と吉川市の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、商工会ブロック連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と吉川市商工課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と吉川市、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①当会と吉川市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、吉川市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を吉川市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">・自身の安全を確保・地域被災者の人命救助への協力・被害状況の把握および報告・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握および報告 ・地域災害対策への協力 ・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤当会と吉川市は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。

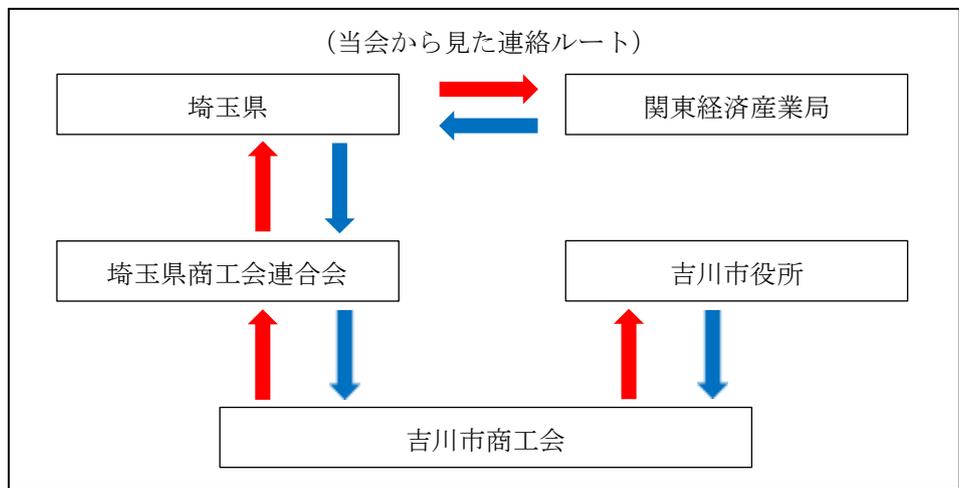
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ①当市で取りまとめた「吉川市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、吉川市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②自然災害発生時の二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会と吉川市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と吉川市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と吉川市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、吉川市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

（５）地区内事業者に対する復興支援

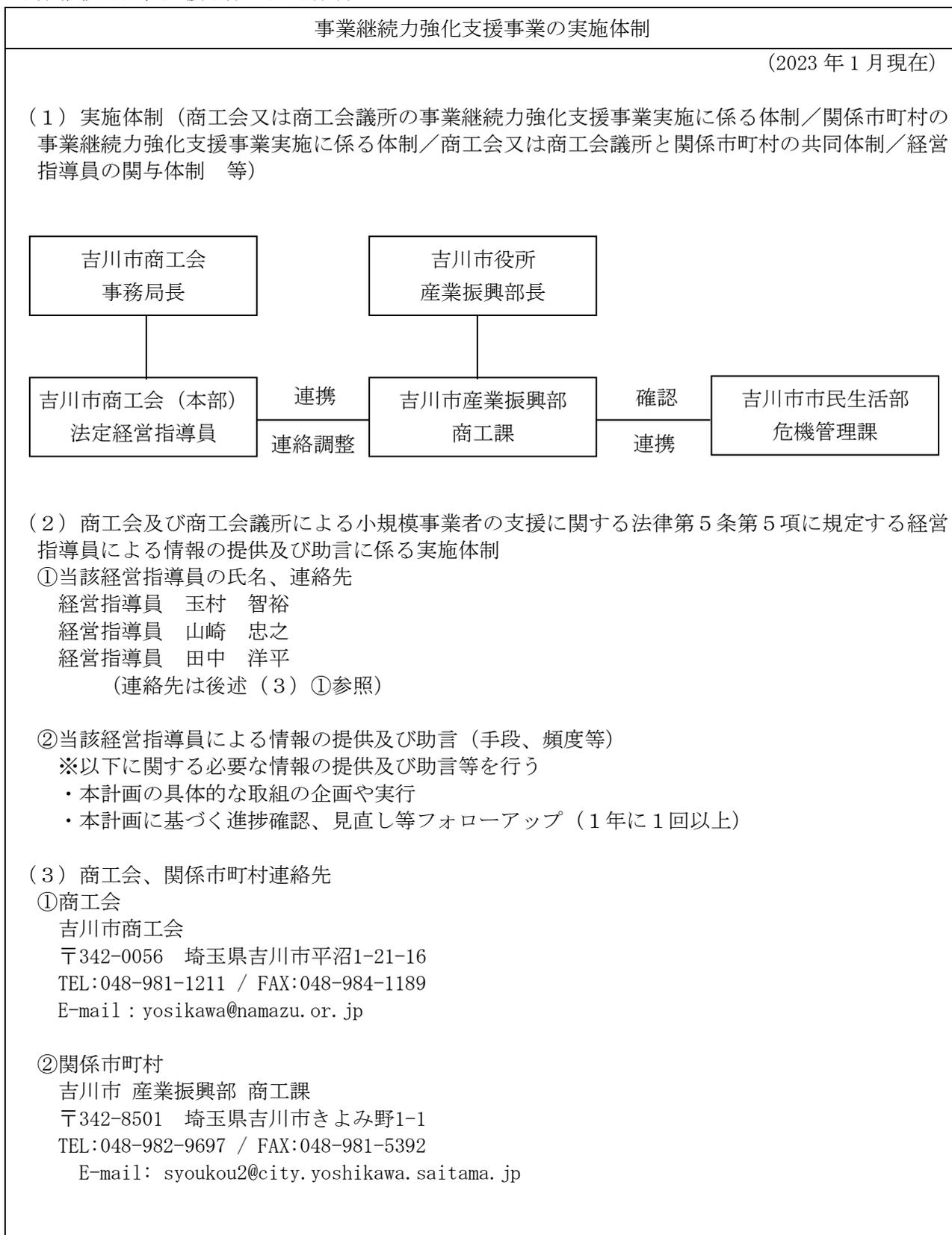
- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「被災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 周知活動費	50	50	50	50	50
・ BCP 対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、吉川市補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

